

個別目標 3-2 「生活の安全性を高める」

構成する めざす成果	3-2-1 「犯罪の不安を感じることなく暮らしている」	
	主な取り組み	防犯キャンペーン・防犯教室の開催、青色防犯パトロールの実施、客引き行為等防止重点地区における指導・警告、街頭防犯カメラの設置、防犯灯の設置支援など
	3-2-2 「交通事故の不安を感じることなく暮らしている」	
	主な取り組み	交通安全キャンペーン・交通安全教室の開催、ＴＳマーク取得や児童用ヘルメット購入に対する助成、カーブミラー・道路照明の整備、歩道の拡幅・横断防止柵の設置など
	3-2-3 「安心して消費生活を送っている」	
	主な取り組み	消費生活上のトラブルに関する情報発信、トラブル相談の解決に向けた支援、商品表示に関わる立ち入り検査など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

犯罪発生件数はここ数年確実に減少しており、これは、市民や各種団体、関係機関、市などによる様々な努力の結果であり、高く評価することができます。しかしながら、近隣他市と比較した場合において、自転車盗などの窃盗犯を中心に依然として犯罪発生件数は高い状態にあるほか、市民意識調査における「以前に比べ、大和市の治安は良くなったと思う」市民の割合は半数に至っておらず、防犯に対する市民のニーズが依然として高い状況にあります。今後は、地域特性に応じて防犯カメラの設置充実に努めるなどきめ細かい防犯対策の推進を図っていく必要があります。さらに、防犯イベントだけでなく様々な機会も捉えて、より多くの人々に対して防犯における自助の大切さを啓発する意識向上の取り組みも充実させる必要があります。

また、交通人身事故発生件数についても減少が続いています。引き続き、実演方式による交通安全教室の実施拡大など事故の発生比率の高い自転車事故や子どもの交通事故の防止に向けた対策を進めていく必要があります。なお、今後、高齢化が一層進行する中では、高齢者に関わる事故がますます増えていくことが予想され、高齢者の事故防止に対する意識啓発を充実していくことが必要と考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

街頭防犯カメラに関しては、近年全国で事件が発生した際などに効果的に活用されており、県内で最も多い 162 か所 404 台が設置されているという点で評価することができます。市内の犯罪発生件数が平成 20 年から 6 年連続で減少していることも、こうした取り組みの成果と捉えられますが、県内他市と比較すると、人口 1,000 人あたりの年間犯罪発生件数は依然として高く、引き続き犯罪の傾向に合わせた対策を進めていく必要があります。

交通人身事故の発生件数は減少を続けており、平成 26 年には 845 件と、計画策定時から初めて 1,000 件を下回りました。市内では自転車レーン等の整備が進められているところですが、自転車が車道を走行することによって事故が起こらないよう、整備後の状況に注視していくことも重要であると考えます。

消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合は、平成 24 年度以降 99%を超えており、弁護士などの専門相談の窓口を定期的に開設していることなどが効果を上げているものと捉えられます。一方で、消費生活相談や市民相談の件数は増加傾向にあり、トラブルを減らすための取り組みを検討していくことが求められているといえます。

今後の施策展開に向けて

街頭防犯カメラについては、犯罪の未然防止につなげていけるよう、設置位置などを積極的に市民に周知するとともに、落書きなどのいたずらが多い場所への設置も検討していく必要があると考えます。市内の犯罪で最も多い自転車盗に関しては、無施錠のものや若い世代での被害が多く、発生場所ではマンションの敷地内の割合が高いことから、中高生への啓発やマンションの管理組合への働きかけなどを進めていくことが重要です。

交通人身事故に関しては、高齢者や自転車が関係する事故の割合が高くなっていることから、高齢者向けの交通安全教室に重点を置くなど、高齢化の進行に備えた対応を行っていくことが求められます。また、道路交通法の改正により、自転車の走行ルールが複雑化しており、適切な看板や路面表示によって自転車がスムーズに走ることができるよう誘導するとともに、子どものうちに正しい乗り方を習慣づけられるように啓発していく必要があると考えます。

消費生活相談や市民相談に関しては、相談体制を充実するだけでなく、相談内容などを分析することで相談件数を減らし、トラブルの根本的な解決に向けた対策が進んでいくことを期待します。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

街頭防犯カメラに関しては、近年全国で事件が発生した際などに効果的に活用されており、県内で最も多い 162 か所 404 台が設置されているという点で評価することができます。市内の犯罪発生件数が平成 20 年から 6 年連続で減少していることも、こうした取り組みの成果と捉えられますが、県内他市と比較すると、人口 1,000 人あたりの年間犯罪発生件数は依然として高く、引き続き犯罪の傾向に合わせた対策を進めていく必要があります。

交通人身事故の発生件数は減少を続けており、平成 26 年には 845 件と、計画策定時から初めて 1,000 件を下回りました。市内では自転車レーン等の整備が進められているところですが、自転車が車道を走行することによって事故が起こらないよう、整備後の状況に注視していくことも重要であると考えます。

消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合は、平成 24 年度以降 99%を超えており、弁護士などの専門相談の窓口を定期的に開設していることなどが効果を上げているものと捉えられます。一方で、消費生活相談や市民相談の件数は増加傾向にあり、トラブルを減らすための取り組みを検討していくことが求められているといえます。

今後の施策展開に向けて

街頭防犯カメラについては、犯罪の未然防止につなげていけるよう、設置位置などを積極的に市民に周知するとともに、落書きなどのいたずらが多い場所への設置も検討していく必要があると考えます。市内の犯罪で最も多い自転車盗に関しては、無施錠のものや若い世代での被害が多く、発生場所ではマンションの敷地内の割合が高いことから、中高生への啓発やマンションの管理組合への働きかけなどを進めていくことが重要です。

交通人身事故に関しては、高齢者や自転車が関係する事故の割合が高くなっていることから、高齢者向けの交通安全教室に重点を置くなど、高齢化の進行に備えた対応を行っていくことが求められます。また、道路交通法の改正により、自転車の走行ルールが複雑化しており、適切な看板や路面表示によって自転車がスムーズに走ることができるよう誘導するとともに、子どものうちに正しい乗り方を習慣づけられるように啓発していく必要があると考えます。

消費生活相談や市民相談に関しては、相談体制を充実するだけでなく、相談内容などを分析することで相談件数を減らし、トラブルの根本的な解決に向けた対策が進んでいくことを期待します。

個別目標 3-3 「航空機による被害を解消する」

構成する めざす成果	3-3-1 「航空機による被害のない生活を送っている」	
	主な取り組み	国や米軍等への要請、苦情への対応、騒音測定、大和市基地対策協議会の運営支援など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

厚木基地に起因する航空機騒音の被害の状況については、ここ数年、計測結果からみると横ばい状況にあると言えます。しかしながら、市民意識調査においては、依然、6 割以上の人は騒音が減少したと感じられず、厚木基地に関わる市民の問題意識に大きな変化がないことがうかがわれます。

今後も、国が示している在日米軍再編に係るロードマップに従って、厚木基地の空母艦載機の移駐が実現するよう、国や米軍等に働きかけを行っていく必要があります。

また、落下物の問題などのように人命に関わる重大な事故の発生に関して、市民は強い不安を抱いています。事故に対する要請活動については、これまでも迅速な対応を行っているものと思いますが、引き続き、市民の不安解消のため、問題の抜本的解決が図られるよう、より効果的な要請活動を行い、航空機による被害のない生活の実現に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

航空機騒音については、成果を計る指標である「WECPNL（うるささ指数）」の値が平成 23～25 年度に若干高くなっているだけでなく、市民意識調査において「航空機による騒音が減ったと思う」市民の割合が、平成 23 年度と比べて 15% 近く減少しており、騒音被害が軽減しているとはいえない状況にあります。

空母艦載機に関しては、2017 年ごろまでに移駐される予定となっており、移駐によって騒音被害についても一定程度軽減することが期待されるので、今後の動向をしっかりと見極めるとともに、必要な対策を進めていくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

航空機騒音の程度を示す「WECPNL（うるささ指数）」は、米軍や自衛隊の航空機の運用状況によって常に増減しますが、騒音に関する問い合わせに丁寧に対応することや、市の取り組み姿勢を PR することなどによって、厚木基地に対する市民の問題意識は改善していくものと考えられます。

空母艦載機の移駐に向けては、情報の把握に努め、適切な対応を進めるとともに、騒音の問題だけでなく、騒音に伴い受けられている助成等が、移駐後にどのように変わっていくかなど、市民に対して分かる範囲で公開していくことも重要であると考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

航空機騒音については、成果を計る指標である「WECPNL（うるささ指数）」の値が平成 23～25 年度に若干高くなっているだけでなく、市民意識調査において「航空機による騒音が減ったと思う」市民の割合が、平成 23 年度と比べて 15% 近く減少しており、騒音被害が軽減しているとはいえない状況にあります。

空母艦載機に関しては、2017 年ごろまでに移駐される予定となっており、移駐によって騒音被害についても一定程度軽減することが期待されるので、今後の動向をしっかりと見極めるとともに、必要な対策を進めていくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

航空機騒音の程度を示す「WECPNL（うるささ指数）」は、米軍や自衛隊の航空機の運用状況によって常に増減しますが、騒音に関する問い合わせに丁寧に対応することや、市の取り組み姿勢を PR することなどによって、厚木基地に対する市民の問題意識は改善していくものと考えられます。

空母艦載機の移駐に向けては、情報の把握に努め、適切な対応を進めるとともに、騒音の問題だけでなく、騒音に伴い受けられている助成等が、移駐後にどのように変わっていくかなど、市民に対して分かる範囲で公開していくことも重要であると考えます。

個別目標 4－2 「水や空気をきれいにする」

構成する めざす成果	4－2－1 「河川の水質が保たれている」	
	主な取り組み	下水道出前授業・下水道ポスターコンクールの実施、合併浄化槽への切り替え経費の助成、河川の親水護岸の管理、下水道施設の整備・改修など
	4－2－2 「生活を脅かす環境要因が改善されている」	
	主な取り組み	環境保全講習会の開催、対象事業者への立入検査・指導、アイドリングストップの啓発、野焼き・騒音にかかわる苦情への対応、放射線量の測定・公表など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

河川の水質については、水の汚濁状態を測る 1 つの指標である B O D の値が境川、引地川のいずれにおいても目標水準を維持しているなど、良好な状態が保たれているものと思われます。これは、本市の下水道が近隣他市に比して早期に整備され、その維持管理が適性に行われてきたことに加え、これら長年の取り組みによって河川の水質保持に対する市民意識が定着していることによると考えられます。今後も、市民の生活環境が脅かされることのないよう、環境要因の継続的な監視を行ってください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

河川の水質に関しては、成果を計る指標である「B O D（生物化学的酸素要求量）」と「下水道出前授業の実施校数」がいずれも最終目標値を達成しており、汚水管整備や合流式下水道の改善などハード面の整備を進めたことや、出前授業や下水道フェアにおける下水道の適正利用の P R などソフト面の取り組みを効果的に実施したことが、河川に対する汚濁負荷の軽減につながっているものと考えられます。今後も、河川の水質が向上していくよう、様々な施策の展開が図られることを期待します。

環境問題対策については、公害苦情件数は減少傾向にあるものの、内訳をみると大気や悪臭に関わる苦情が多く、主な原因の一つと考えられる野焼きへの対応策を検討していく必要があります。また、東日本大震災から 4 年が経過しましたが、放射線量に対する市民の関心は変わらず高く、健康上の影響についても長期的に検証していく必要があることから、引き続きモニタリングを行うとともに、測定結果の公表や市の取り組みの P R を積極的に実施していくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

河川の水質に関しては、各家庭で生活排水を流す際に、石鹼や有機系洗剤を使い分解能力を上げることや、使った油を拭き取ってごみに出すことによって、さらなる改善が期待できることから、機会を捉えてキャンペーンなどを開催することが重要であるといえます。また、B O D の低減に向けては、境川において流域市と連携し、広域的に川をきれいにする取り組みを進めていくことも大切です。

公害苦情のうち野焼きに関しては、しっかりと乾燥させてから燃やすことやビニールなどの異物が混ざらないよう注意することなどを農家に指導するとともに、野焼きの回数を減らすことができるよう、ごみとしての収集の可能性などについても検討していく必要があると考えます。また、放射線量の測定や公表に関しては、市民が情報を分かりやすく把握できるよう、福島第 1 原発の事故前と事故直後、その後の経過を時系列で示していくことも必要です。市民の健康にも関わる部分であると考えられるので、これまで以上にきめの細かい対応を行ってください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

河川の水質に関しては、成果を計る指標である「BOD（生物化学的酸素要求量）」と「下水道出前授業の実施校数」がいずれも最終目標値を達成しており、污水管整備や合流式下水道の改善などハード面の整備を進めたことや、出前授業や下水道フェアにおける下水道の適正利用のPRなどソフト面の取り組みを効果的に実施したことが、河川に対する汚濁負荷の軽減につながっているものと考えられます。今後も、河川の水質が向上していくよう、様々な施策の展開が図られることを期待します。

環境問題対策については、公害苦情件数は減少傾向にあるものの、内訳をみると大気や悪臭に関わる苦情が多く、主な原因の一つと考えられる野焼きへの対応策を検討していく必要があります。また、東日本大震災から4年が経過しましたが、放射線量に対する市民の関心は変わらず高く、健康上の影響についても長期的に検証していく必要があることから、引き続きモニタリングを行うとともに、測定結果の公表や市の取り組みのPRを積極的に実施していくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

河川の水質に関しては、各家庭で生活排水を流す際に、石鹼や有機系洗剤を使い分解能力を上げることや、使った油を拭き取ってごみに出すことによって、さらなる改善が期待できることから、機会を捉えてキャンペーンなどを開催することが重要であるといえます。また、BODの低減に向けては、境川において流域市と連携し、広域的に川をきれいにする取り組みを進めていくことも大切です。

公害苦情のうち野焼きに関しては、しっかりと乾燥させてから燃やすことやビニールなどの異物が混ざらないよう注意することなどを農家に指導するとともに、野焼きの回数を減らすことができるよう、ごみとしての収集の可能性などについても検討していく必要があると考えます。また、放射線量の測定や公表に関しては、市民が情報を分かりやすく把握できるよう、福島第1原発の事故前と事故直後、その後の経過を時系列で示していくことも必要です。市民の健康にも関わる部分であると考えられるので、これまで以上にきめの細かい対応を行ってください。

個別目標 4-3 「まちの緑を豊かにする」

構成する めざす成果	4-3-1 「緑地が保全され、まちの中の緑化が進んでいる」	
	主な取り組み	人生の記念樹・生垣設置の助成、保存樹林・保存生垣・保存樹木の指定、大規模緑地の保全契約・用地買収など
	4-3-2 「身近な農地が大切にされている」	
	主な取り組み	農地の利用権設定、市民農園の提供、観光花農園の設置、生産緑地の維持など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査において、「緑や公園が多いと思う」市民の割合が7割に近づくまで高まっています。これは、ゆとりの森のような大きな公園の整備に加え、記念樹植樹、名誉の木を選定など市民が生活の中で緑を意識することのできる事業を実施してきたことが、結果として表れているものと考えられます。

今後も、市民や事業者が、生垣の設置や壁面緑化、屋上緑化など、市街地における身近な緑の創出に取り組むことのできるように、市として積極的な働きかけを行い、まちの中の緑化を推進していく必要があります。また、市街化区域内に残された樹林地などについては、開放型の市民緑地として市が長期にわたって借り受け、市民に提供していくことも重要です。市街化調整区域内に残された大規模な緑地にあつては、地権者との賃貸借による保全を図るだけでなく、可能な限り、市による買い取りを進めることが必要と考えます。

農地の保全にあたっては、所有者の営農継続に向けた取り組みへの支援とともに、周辺住民の農地に対する理解が不可欠であり、農地が持っている地球温暖化の防止機能や、空地としての防災機能など、多面的な役割を広く市民にPRし、身近な農地を大切にしていく市民意識の醸成を図る必要があります。なお、市民が実際に土と触れ合う機会を持つことのできる市民農園については、市民ニーズにあわせた提供区画数のさらなる増加に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「大和市には、緑や公園が多いと思う」市民の割合は、平成 25 年度に 69%まで上昇し、最終目標値である 64.8%を大きく上回りました。また、民有地に設置された生垣延長についても 604.2mと、目標を達成しています。保全を図っている緑地面積は、平成 26 年度に 1.3ha 増加したものの、全体的には減少傾向にあり、緑地を保全するための契約や協定の締結が進むよう、働きかけを続けていくことが求められています。

農地の保全については、利用権の設定面積は年々増加しているものの、遊休農地の面積が横ばいで推移していることから、農地の利活用が図られるよう、制度内容を積極的に周知していく必要があります。市民農園に関しては、目標に対して 37 区画不足しており、競争倍率が北部で高く、南部で低い状況となっていますが、遊休農地が市の南部地域で増加傾向にあることから、地域をまたいで利用できるような環境を整備していくことも検討する必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

将来にわたって緑地を保全していくためには、市民が生活の中で緑に触れ合うことができるような空間を整えることが重要であり、そのための施策を進めることで、市民の意識や感性を豊かにすることにも結び付いていくといえます。

農地の保全に関しては、子どもが農地を大切に思い身近に感じるとともに、食育について考えていけるよう、食物の栽培や収穫を行うことができる教育農園の設置などを検討していく必要があると考えます。また、市民農園の整備にあたっては、駐車場を併設することなどにより、幅広い市民の利用につなげていくことが大切です。農業に関心を持っている人が、利用権の設定や市民農園の活用など、それぞれの希望に合った支援を受けられるよう、効果的に施策が展開されていくことを期待します。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「大和市には、緑や公園が多いと思う」市民の割合は、平成 25 年度に 69%まで上昇し、最終目標値である 64.8%を大きく上回りました。また、民有地に設置された生垣延長についても 604.2mと、目標を達成しています。保全を図っている緑地面積は、平成 26 年度に 1.3ha 増加したものの、全体的には減少傾向にあり、緑地を保全するための契約や協定の締結が進むよう、働きかけを続けていくことが求められています。

農地の保全については、利用権の設定面積は年々増加しているものの、遊休農地の面積が横ばいで推移していることから、農地の利活用が図られるよう、制度内容を積極的に周知していく必要があります。市民農園に関しては、目標に対して 37 区画不足しており、競争倍率が北部で高く、南部で低い状況となっていますが、遊休農地が市の南部地域で増加傾向にあることから、地域をまたいで利用できるような環境を整備していくことも検討する必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

将来にわたって緑地を保全していくためには、市民が生活の中で緑に触れ合うことができるような空間を整えることが重要であり、そのための施策を進めることで、市民の意識や感性を豊かにすることにも結び付いていくといえます。

農地の保全に関しては、子どもが農地を大切に思い身近に感じるとともに、食育について考えていけるよう、食物の栽培や収穫を行うことができる教育農園の設置などを検討していく必要があると考えます。また、市民農園の整備にあたっては、駐車場を併設することなどにより、幅広い市民の利用につなげていくことが大切です。農業に関心を持っている人が、利用権の設定や市民農園の活用など、それぞれの希望に合った支援を受けられるよう、効果的に施策が展開されていくことを期待します。

個別目標 5-1 「快適な都市の基盤をつくる」

構成する めざす成果	5-1-1 「市街地の整備が計画的に進んでいる」	
	主な取り組み	大和駅東側第4地区の再開発、渋谷南部地区の市街地整備など
	5-1-2 「良好なまち並みが形成されている」	
	主な取り組み	街づくり学校の開催、内山地区・中央森林地区のまちづくり、違反屋外広告物の除却、公共施設のバリアフリー化、市営住宅の提供など
	5-1-3 「道路や公園を快適に利用している」	
	主な取り組み	福田相模原線の整備、狭あい道路の拡幅、未舗装道路の整備、道路の維持管理、公園の維持管理、引地川公園ゆとりの森の整備など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

土地区画整理事業などによる市街地の計画的な整備については、下鶴間の山谷北地区や松の久保地区などにおいて終了し、渋谷南部地区における区画整理事業についてもおおそ 8 割の進捗状況となっています。また、これらの地域を中心に街並み形成に関するルール化についても、行政として積極的に誘導を行ってきました。

今後は、街づくりのルール化の進んでいない既成市街地についても、広く情報提供を行うなど、行政として支援を強化していく必要があります。また、開発事業者などに対して、地域の街づくりへの協力を促していくことも必要と考えます。再開発の計画が進んでいる大和駅東側第4地区においては、良好な都市景観や安全な歩行空間の確保、都市機能の集積による利便性の向上を図り、大和市の玄関口にふさわしい街づくりにつながるよう、引き続き、事業展開を促進していく必要があると考えます。

都市計画道路や都市公園などの整備についても、おおそ計画どおり進捗しているものと思われます。これらの社会資本については、引き続いて計画的な整備に努めるとともに、効率的で効果的な維持管理にも力を注いでください。

本市においては、住環境のさらなる整備を必要とする地域も残されています。今後のまちづくりを進めていくうえで、ユニバーサルデザインの視点を取り入れること、景観への配慮を行うことなどの様々な角度からアプローチを行いながら、福祉施策や環境施策との有機的な連携にも配慮した良好なまち並みの形成に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

市街地の整備に関しては、渋谷（南部地区）区画整理事業や大和駅東側第4地区市街地再開発事業が順調に進み、後期基本計画期間中に終了する予定となっており、整備後にどのようにまちを活性化していくかが今後の課題になるものと捉えられます。

内山地区の市街化区域編入に向けての取り組みは、地権者に対する説明会や意向調査を実施するなど、地元との合意形成が図られていることから、事業のさらなる進捗に期待します。

道路の整備にあたっては、都市計画道路の整備率は目標を上回っているものの、県道も含めた都市計画道路の整備に関して課題もあることから、今後の方向性を明確に示したうえで、事業の展開を図る必要があります。また、公園については、健康遊具の設置を進める一方で、古い遊具のメンテナンスが十分でない箇所があることから、将来の維持管理費用も考慮しながら計画的に整備を行う必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

大和駅東側第4地区市街地再開発事業については、平成28年11月に予定している公益施設のオープンに伴い、まち全体の動きが変わっていくことが想定されるため、プロムナードや商店街など人の動線も考慮しながら、駅から公益施設にかけての整備を進めていくことが求められます。

また、中央林間駅周辺のまちづくりに関しては、施設の整備以外にも様々な問題があると考えられるので、地元との調整の中で出された課題に留意しながら、良好なまち並みの形成に向けて取り組んでいくことが必要です。

公園については、市民が親しみを覚える名称の検討や「ボール遊びもできる公園」の整備などにより、幅広い世代の健全な利活用につなげていくとともに、遊具の老朽化による事故が起きないように、適切な維持管理に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

市街地の整備に関しては、渋谷（南部地区）区画整理事業や大和駅東側第 4 地区市街地再開発事業が順調に進み、後期基本計画期間中に終了する予定となっており、整備後にどのようにまちを活性化していくかが今後の課題になるものと捉えられます。

内山地区の市街化区域編入に向けての取り組みは、地権者に対する説明会や意向調査を実施するなど、地元との合意形成が図られていることから、事業のさらなる進捗に期待します。

道路の整備にあたっては、都市計画道路の整備率は目標を上回っているものの、県道も含めた都市計画道路の整備に関して課題もあることから、今後の方向性を明確に示したうえで、事業の展開を図る必要があります。また、公園については、健康遊具の設置を進める一方で、古い遊具のメンテナンスが十分でない箇所があることから、将来の維持管理費用も考慮しながら計画的に整備を行う必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

大和駅東側第 4 地区市街地再開発事業については、平成 28 年 11 月に予定している公益施設のオープンに伴い、まち全体の動きが変わっていくことが想定されるため、プロムナードや商店街など人の動線も考慮しながら、駅から公益施設にかけての整備を進めていくことが求められます。

また、中央林間駅周辺のまちづくりに関しては、施設の整備以外にも様々な問題があると考えられるので、地元との調整の中で出された課題に留意しながら、良好なまち並みの形成に向けて取り組んでいく必要があります。

公園については、市民が親しみを感じる名称の検討や「ボール遊びもできる公園」の整備などにより、幅広い世代の健全な利活用につなげていくとともに、遊具の老朽化による事故が起きないように、適切な維持管理に努めてください。

個別目標 7-1 「互いに認め合う社会をつくる」

構成する めざす成果	7-1-1 「あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている」	
	主な取り組み	人権にかかわる啓発活動の実施、人権侵害に関する相談の実施、DV防止セミナーや講演会などの開催、DV被害者に対する緊急避難措置の実施など
	7-1-2 「男女共同参画が実感できている」	
	主な取り組み	男女共同参画にかかわる情報の提供、男女共同参画に関するセミナー・フォーラム・パネル展などの開催、自治会・PTAなどへの女性リーダーの登用促進など
	7-1-3 「地域の中で多文化共生が行われている」	
	主な取り組み	外国人市民への支援、日本語教室の運営団体等への情報提供や助言、大韓民国光明市に関する情報提供・交流団体への支援、平和意識の啓発、戦争体験の語り部による講話の映像化など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査において「あなたの地域では差別意識がない」と思う市民の割合は、以前に比べて肯定的な意見が増えています。しかしながら、人権問題や差別問題に係る相談の窓口や、全体的な取り組み内容が市民には分かりにくい部分もあります。今後は、より相談しやすい体制の整備などを含め、分かりやすく事業を展開していく必要があると考えます。

男女共同参画の推進に関しては、昨年度、第2次男女共同参画プランを策定するなど様々な取り組みを進めているものの、明らかな成果がでるまでには至っていないと考えられます。今後は、このプランに基づき具体的な取り組みを積極的に進めながら、男女共同参画に対する市民理解を深めていくよう努めてください。

また、外国人が多数居住する本市では、多文化共生の推進は重要な取り組みと考えられます。これまでも、多文化ソーシャルワーカーによる相談対応や、やまと世界料理の屋台村の開催などにより、外国人との相互理解を深める取り組みを進めてきたところです。今後は、より詳細な生活情報の提供などを通して、外国人市民にとって一層住みやすい環境を整えていく必要があります。また、多文化共生を推進している市民団体などとの連携をこれまで以上に強化することに加え、市民レベルでの活動に対する積極的な支援にも努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「地域に差別意識はない」と思う市民の割合は 66.6%で、前回結果から増加したものの、最終目標値の 70.0%を下回りました。年齢別の結果では 20 代と 50 代で低くなっており、原因を分析するとともに、年代によって「差別」という言葉の認識に違いがないか調査する必要があると考えます。

「男女が平等であると感じる」市民の割合についても、最終目標値の 35.0%を達成しておらず、審議会、委員会などにおける女性委員の割合も最終目標値の 50.0%を大きく下回る 25%前後で推移しています。子どもの頃は男女が平等であると感じていても、就職活動など、成人となり社会に出ていくときに格差を実感する傾向にあり、調査結果を精査し必要な対応を講じていくことが求められます。

外国人を支援するボランティアの登録者数は、ここ数年で大幅に増え、平成 26 年度には 326 人となっています。外国人の居住者が多い本市にあっては、日本人と外国人との差別や人権の問題を解消していくことが重要であり、そのことが日本人同士の差別や人権の問題を気づかせることにもつながっていくと考えられます。多文化共生の実現に向けて、外国人を「支援する」観点だけでなく、「一緒に活動する」「参画する」という観点をもって取り組んでいくことが大切であるといえます。

今後の施策展開に向けて

差別意識や男女共同参画についての考え方は、性別や年代によって違いがあることが考えられるので、意識調査やキャンペーンなどの機会を捉え、それぞれの言葉の意味を周知し、意識づけしていくことが大切です。とくに子どもにとっては、差別意識が行動に出されることでいじめに発展していく危険性もあることから、差別について具体的なエピソードを交えながら、分かりやすく伝えていくことが必要であると考えます。また、社会が多様化する中にあっては、男女の社会における関わり方について、個の主張や能力を踏まえた適材適所など、結果として男女が平等と実感できるように、大和らしい施策の展開を進めてください。

多文化共生に向けては、やまと世界料理の屋台村などのイベントでは多くの外国人が参加していることから、この盛り上がりをも日常化できるよう、自治会活動の際に外国人にも声をかけるなど、日ごろから一緒に活動するきっかけをつくっていくことが重要です。また、子どもは語学の習得能力が高く、日常生活における通訳者になるケースもあるので、学校での取り組みについても検討を進めてください。子ども会の資料など市民が作成する文書に関して、あらかじめ翻訳したり、説明の際に通訳ボランティアを派遣してもらったり、臨機応変な対応ができれば、外国人と地域とのコミュニケーションも増えていくと考えられます。多文化共生を大和市のセールスポイントにしていけるよう、効果的な仕組みがつけられていくことを期待します。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「地域に差別意識はない」と思う市民の割合は 66.6%で、前回結果から増加したものの、最終目標値の 70.0%を下回りました。年齢別の結果では 20 代と 50 代で低くなっており、原因を分析するとともに、年代によって「差別」という言葉の認識に違いがないか調査する必要があると考えます。

「男女が平等であると感じる」市民の割合についても、最終目標値の 35.0%を達成しておらず、審議会、委員会などにおける女性委員の割合も最終目標値の 50.0%を大きく下回る 25%前後で推移しています。子どもの頃は男女が平等であると感じていても、就職活動など、成人となり社会に出ていくときに格差を実感する傾向にあり、調査結果を精査し必要な対応を講じていくことが求められます。

外国人を支援するボランティアの登録者数は、ここ数年で大幅に増え、平成 26 年度には 326 人となっています。外国人の居住者が多い本市にあっては、日本人と外国人との差別や人権の問題を解消していくことが重要であり、そのことが日本人同士の差別や人権の問題を気づかせることにもつながっていくと考えられます。多文化共生の実現に向けて、外国人を「支援する」観点だけでなく、「一緒に活動する」「参画する」という観点をもって取り組んでいくことが大切であるといえます。

今後の施策展開に向けて

差別意識や男女共同参画についての考え方は、性別や年代によって違いがあることが考えられるので、意識調査やキャンペーンなどの機会を捉え、それぞれの言葉の意味を周知し、意識づけしていくことが大切です。とくに子どもにとっては、差別意識が行動に出されることでいじめに発展していく危険性もあることから、差別について具体的なエピソードを交えながら、分かりやすく伝えていくことが必要であると考えます。また、社会が多様化する中にあることは、男女の社会における関わり方について、個の主張や能力を踏まえた適材適所など、結果として男女が平等と実感できるように、大和らしい施策の展開を進めてください。

多文化共生に向けては、やまと世界料理の屋台村などのイベントでは多くの外国人が参加していることから、この盛り上がりをも日常化できるよう、自治会活動の際に外国人にも声をかけるなど、日ごろから一緒に活動するきっかけをつくっていくことが重要です。また、子どもは語学の習得能力が高く、日常生活における通訳者になるケースもあるので、学校での取り組みについても検討を進めてください。子ども会の資料など市民が作成する文書に関して、あらかじめ翻訳したり、説明の際に通訳ボランティアを派遣してもらったり、臨機応変な対応ができれば、外国人と地域とのコミュニケーションも増えていくと考えられます。多文化共生を大和市のセールスポイントにしていけるよう、効果的な仕組みがつけられていくことを期待します。